

徳島県告示第六百八十五号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十五条の五第二項の規定により、指定介護予防サービス事業の廃止について、次のとおり届出があった。

令和四年十二月九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定介護予防サービス事業者	名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	種 類	廃止の届出 の受理日	廃 止 年月日
株式会社ケースワークス	合同会社インスパイア	徳島市蔵本町二丁目一一番地 ダイバーシティビル三階	訪問看護ステーション 笑福	徳島市蔵本町二丁目一一番地 ダイバーシティビル三階	介護予防訪問看護	令和四年九月 十四日	令和四年十月 三十一日
		吉野川市山川町堤外五番地 一七	訪問看護ステーション ほたる	吉野川市山川町川田一〇四 三グリーンハイツ山川 一〇二号	同	同 二十九日	同